

今後の進め方（未検討項目）について（案）

(1) 議会運営の基本原則や基本的事項に関する項目の検討に当たっては、一層各会派の合意が得られる結果となる必要があるため、より着実な検討を行う。

(2) 「議会基本条例」の必要性の有無を含めた検討は、条例に関連する個別項目（議決事件の追加、議会活動のあり方等）の一体的な検討とともにを行う。

具体的には、今後都議会が目指すべき議会像（基本理念・基本方針等）についての検討、既に制定している議会の事例研究、有識者ヒアリングの実施などを段階的に行ったうえで、条例の内容等その必要性も含めた検討を行う。